

# なかとんべつ 町議会だより

Volume

# 161

平成20年11月10日発行



ソバウチ、ムズカシイデス！  
ピンネシリ温泉で新蕎麦まつり

教育長を特別職とする条例可決  
町財政に黄信号、早期健全化団体入り確実に！

第3回定例会議決結果一覧 .....	3
私たちの一般質問 .....	4
所管事務調査報告 .....	7
議決された条例・補正予算 .....	9
平成19年度各会計決算審査 .....	10
意見書 .....	16
議員だより～私の思い～ .....	17
第2回臨時会 .....	18
議会の動き・あとがき .....	22

発行 中頓別町議会  
編集 議会広報編集特別委員会  
お問合せ／北海道枝幸郡中頓別町字中頓別172番地6  
tel (01634) 6-2244 (直通) / fax 6-1155

# 平成19年度8会計決算を認定 実質公債費比率28.8%で早期健全化団体に!

教育委員任命に全会一致で同意!



## 第3回 定例会

早期健全化団体なら議員・特別職の報酬削減を!  
福祉灯油の条例化、地デジ放送への対応は!?  
教育委員会の役割など、4議員が一般質問

第3回定例会が9月24日から26日まで3日間の会期で開かれましたが、休会中の決算審査が順調に進んだため、会期を1日残し25日に閉会しました。

初日の行政報告で野邑町長は、福祉法人南宗谷福祉会が7月から整備を進めていた天北厚生園の「第1ふれあいグループホーム」が9月末に完成・引渡しとなり、今後、半年間の準備期間（訓練期間）を経て、来年4月から本格利用されること、事業費が1,747万円（うち町補助金497万円）となることを報告。

また、平成19年度分の決算から議会、住民への報告が義務付けられた自治体財政健全化法に基づく健全化判断比率、国保病院事業の資金不足比率が報告され、実質公債費比率が、健全化の基準を超える28.8%になり、来年度から財政再建団体である夕張市に次ぐ「早期健全化団体」になることが確実な情勢となりました。

一般質問では、介護保険料や財政の健全化、教育行政などについて、4名の議員が執行側の姿勢を質（ただ）しました。

町長から提案された教育委員2名の任命同意のほか、一般会計補正予算をはじめとする8件の議案はいずれも賛成多数で可決されました。

平成19年度の各会計の決算は、全議員で構成する「決算審査特別委員会」に付託され、財政再建のため、議員、特別職の報酬削減などを盛り込んだ二つの附帯意見をつけ、すべて認定されました。

議員から提案されていた「道路整備に必要な財源の確保に関する意見書」など、3件の意見書はいずれも全会一致で可決されました。

# 第3回定例会で 決まりました



## 議決結果の一覧

※は可決（承認）

- 報告第1号及び第2号 平成19年度中頓別町健全化判断比率、資金不足比率の報告
- 同意第1号～第2号 中頓別町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 発議第1号 中頓別町議会会議規則（一部改正）
- 議案第1号 北海道市町村備荒資金組合格約（一部変更協議）
- 議案第2号 中頓別町過疎地域自立促進市町村計画（一部変更協議）
- 議案第3号 議会の議員等の報酬額及び費用弁償並びにその支給に関する条例（一部改正）
- 議案第4号 議会の議員報酬額及び費用弁償並びにその支給に関する条例（制定）
- 議案第5号 中頓別町職員の勤務時間、休暇等に関する条例（一部改正）
- 議案第6号 平成20年度中頓別町一般会計補正予算
- 議案第7号 平成20年度中頓別町国民健康保険事業特別会計補正予算
- 議案第8号 平成20年度中頓別町介護保険事業特別会計補正予算
- 認定第1号～第8号 平成19年度中頓別町各会計決算認定
- 発議第2号 道路整備に必要な財源の確保に関する意見書
- 発議第3号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書
- 発議第4号 「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかな制定を求める意見書

※諮問第1号 人権擁護委員候補者に対する意見、選挙第1号 北海道後期高齢者医療広域連合議会議員選挙の結果は下記のとおりです。

### 人権擁護委員候補者を適任と答申

人権擁護委員は、「人権擁護委員法」に基づき、国民の基本的な人権が侵犯されないよう監視し、もし、これが侵犯された場合は、救済のため、すみやかに適切な処置をとるとともに、常に自由人権思想の普及高揚に努めることを使命としています。

人権擁護委員候補者として、大場玲子さん（字中頓別・68歳・再任）が諮問され、議会は、全会一致で適任と答申。任期は、平成21年1月から3年間です。

### 北海道後期高齢者医療広域連合議会議員選挙の結果

平成20年4月からスタートした後期高齢者医療制度の運営は、都道府県単位で全市町村が加入する広域連合が行っています。

道内では、平成19年3月1日、「北海道後期高齢者医療広域連合」が設立されました。

広域連合には、議会が置かれ、構成市町村議会議員の中から8名の議員が選出されます。

昨年11月から、1名の欠員が生じており、候補者推薦期間内に2名の候補者の届出があったため、選挙が行われました。

選挙は、全道一区として行われ、本町議会では9月24日に実施された全議員による投票結果は、次のとおりです。

#### 投票総数8票（有効投票8票・無効投票なし）

- 松井宏志（鶴居村議会議員・無所属）6票
- 渡辺正治（余市町議会議員・日本共産党）2票



ここが聞きたい、知りたい

# 私たちの一般質問

第3回定例会では、介護保険料の据え置き、財政健全化法に定める健全化判断比率の問題などをめぐり、4名の議員が一般質問を行いました。

## 介護保険料は据え置きを！

本多夕紀江

### 問 来年度の改定時、保険料は据え置くべき

介護保険制度の開始からまもなく10年になる。この間、制度の見直しもあったが、本町においては、住民が介護サービスを積極的に利用するという状況にはなっていないように思われる。

利用したいサービス、利用できるサービスがない、介護保険料を支払ったうえ、さらに1割のサービス利用料がかかるなど、制度上の問題もある。来年度は、3年に一度の介護保険料見直しの年であり、次の点を伺う。

- ①平成19年度の介護保険の実施状況は？
- ②さまざまな社会的状況から、来年度、介護保険料は値上げせずに、据え置くべきでは？

### 答 竹内保健福祉課参事

①平成20年3月31日現在での65歳以上の高齢者人口は679人。要介護（要支援）認定者は19人。居宅介護支援サービスの延受給者数は640人である。

平成19年度介護給付の実績では、ホームヘルプサービスで延422人、デイサービスでは延361人、施設介護サービスは実39人が利用している。

平成18年度から養護老人ホーム長寿園に入所されている方が介護保険サービスを利用できることになり、ホームヘルプサービスでは実29人・デイサービスでは実13人が利用している。

制度見直しで介護予防に重点を置くことになり、新たに導入された新予防給付は、対象者三十数名中、訪問介護50件、デイサービス98件である。

②現状の介護給付費から見ると、要介護（要支援）認定者が増えたとしても介護給付費が大きく増えるとは考えられないことから、本年度、介護給付状況を基に策定される第4期介護保険事業計画（平成21年度～23年度）、介護給付状況、介護給付費準備基金積立金（2400万円）を総合的に判断し、介護保険料を検討したい。

## 石井英正さん、米屋彰一さんの教育委員任命に同意

教育委員会は、教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保し、地域住民の意向を反映させて、教育行政を進める合議制の行政委員会です。

広く住民の意向を反映した教育行政を実現するため、教育の専門家や行政官ではない住民が、専門的な行政官で構成される事務局を指揮監督する「レイマン・コントロール」（素人統制）を基本としています。

新たな教育委員として、石井英正さん（字中頓別・59歳・再任）、米屋彰一さん（字中頓別・57歳）の任命同意が全会一致で可決されました。

任期は、平成20年10月から4年間です。

### ■主な質疑

#### ○柳澤議員

教育委員会は、第29次地方制度調査会の答申で、市町村の場合は必置制から選択制になる可能性が高い。選択制になれば、教育委員会を置かない場合もある。この件をお二人には、ご理解いただいているか。

教育委員の定数を4名に減らしたが、中教審でも教育委員会の活性化のため、保護者を委員に加える方向性で議論されている。保護者を加え、もう一度5名に戻す考えはないか。

#### ●野邑町長

地方制度調査会での議論は承知している。答申がされるかどうか、まだ可能性の段階であり、お二人には話していない。

委員の一人に高校生の子供がおり、保護者ということでご理解願いたい。全道的には、5名から4名に減じているところが多い。研修会などを通じ委員の能力向上、活性化を図りたい。

## 地デジ放送への備えは万全か!?

本多夕紀江

### 問 地上デジタル放送への対応について

今やテレビは日々の暮らしに必要な情報を得る大事な通信手段であり、もし、2011年7月のアナログ放送終了までに地デジへの対応ができていなければ、大変な不利益を被ることになる。地デジ移行は、電波法の改正を契機に国策として進められていることから、本町としても対応すべきである。

①地上デジタル放送への完全移行について、住民の認知度をどのようにとらえているか。

②これまでどおりテレビを見ることができるとか。

③総務省は、生活保護世帯にチューナーを無償配布する方針と伝えられているが、生活保護を受給していない経済的弱者について、場合によっては、何らかの対応支援策をとるべきではないか。

### 答 米屋総務課長

①総務省のホームページ、パンフレットの全戸配布、公共施設へのポスター掲示などの広報活動で、認知度は浸透している。

情報通信審議会では、高齢者世帯に対し、地方公共団体、民生委員、老人クラブ等の地域に密着した組織の協力を得てPRすべきと答申している。来年、NHK及び民法のデジタル波の試験電波が寄せられる予定であり、今後更に、認知度が高まると考えている。

②視聴可能区域は、現在のアナログUHF帯（38チャンネル（HTB）、40チャンネル（UHB））が受信できている区域は受信可能であろうと言われているが、デジタル波は強度は増しても、直進性が強いことから、山間部に近い地域は実際に電波を発してみないと難視聴区域が発生するかどうかわからない。

③現在のところ町として支援をする考えはない。

### 答 野邑町長

国策で行なうことであり、宗谷地域総合開発期成会を通じ、難視聴地域が発生しないよう、民放事業者への対応についても国の適切な対応を要望したい。光ファイバー利用の可能性もある。

## 議会を傍聴しましょう

議会は、町民の暮らしに直結する税や福祉などの身近な問題を議論する大切な「しゃべり場」です。議会では、議会だよりで必要な情報の提供に努めていますが、町政の動きを定例会や各種委員会を実際に傍聴し、自らの目と耳で知ることが大切です。

一般質問の様子は、役場及び町民センターに設置された大型テレビでも放映されます。

議会日程や傍聴方法、請願手続きなどのお問合せは、お気軽に（Tel 6～2244・議会事務局）へ。

# 来年度、早期健全化団体確実に！ 財政再建のため議員報酬等の引下げを

星川三喜男

## 問 健全化判断比率と特別職の給料等の見直しについて

自治体財政健全化法に定める本町の健全化判断比率のうち、平成19年度決算での実質公債費比率は、28・8%と議会に報告された。公債費負担適正化計画では、平成24年度をもって25%以下になると予定されているが、来年度から普通交付税が減らされる可能性があり、病院への繰出金をはじめ、基金の取り崩しや新たな借金、人口減少などにより、町財政がさらにひっ迫する恐れがある。

平成20年度決算でも、実質公債費比率は、25%を超えることは確実な情勢で、その場合、早期健全化団体として健全化計画の策定を義務付けられる。健全化計画は、議会の議決が必要であり、財政悪化の原因や早期健全化の基本方針、基準以下の比率にする方策などが求められるが、今後の見通しや対策を伺う。

一つの方策として、町長、教育長など特別職の常勤職、議員を含む非常勤職の給料や報酬を下げる努力が求められる。夕張市のように報酬条例の附則で、当分の間、引下げることが必要ではないか。

## 答 野邑町長

当町では平成17年度から公債費負担適正化計画を作成し、各種使用料・手数料などの改正、退職者不補充などによる人件費の削減、事業全般についての見直しや、公共事業の削減により借入金抑制等財政運営の健全化にむけ、毎年見直しをしながら実質公債比率の低減に努めており、今後もこれまでの方針を続ける。

特別職の報酬は、昨年10月に削減しており、現時点では引き下げの考えはないが、今後、議員報酬について、議会から引き下げの要請があれば、特別職や各委員会委員も含め諮問機関に諮りたい。

一般職の課長の年収は約700万円、4年間で2800万円になる。一名が一般職から特別職（教育委員）になり、その分の人件費は全体から削減されるのでご理解願いたい。

今後町債の発行を抑え、22年度決算で25%以下を達成し、現行の公債負担適正化計画よりも一年早く健全化できるよう最大限の努力をしたい。

## 改正教育長条例を遵守し、 教委は役割の再確認を

柳澤雅宏

## 問 教育行政について

9月2日の第2回臨時会に先立ち、教育委員会は、道教委からの指導・助言文書を議会に送り、文科省と十分相談するよう求めたが、これは執行機関である行政委員会として、議事機関である議会の権限や意思決定過程に干渉する越権行為になると考える。

この文書は、教育委員会の意思でつくられたものか伺う。また、改正条例（教育委員会教育長の身分、給与等の勤務条件に関する条例）及び附帯決議を遵守し、組織の形骸化、組織疲労を招かないよう教育行政を進めるべきではないか。

行政委員会の総合調整権は町長にあり、教育委員会の人件費削減を町長はどう考えるか。

## 答 石川教育長職務代行者（次長）

文書そのものは教育委員会の意思で作成したが、ご指摘のように議会の権限や意思決定に干渉する意図は全くなく、議員の提案権、議会の権限も含め勉強不足であり、今後このようなことがないようになりたい。

改正条例及び附帯決議について、今後、教育長をはじめ、各委員も勉強し、研鑽を積んで、組織の形骸化を招かないような教育委員会体制としたい。また、町の財政状況を勘案して、教育長を常勤とするか、非常勤とするか、教育委員会の中で協議していただきたいと考える。

## 答 野邑町長

教育委員会の人件費は、来年度、定年退職者の補充をしないので減ることになる。町長部局との協力により、業務の削減は可能と考える。新しい教育委員会体制で議論する時間が必要である。



鍾乳洞の草花に写真説明付き表示板を！  
(写真の表示板は北邦野草園)

## いきいきふるさと常任委員会 所管事務調査報告

いきいきふるさと常任委員会では、所管事務調査の結果を柳澤委員長が9月24日の本会議で報告しました。

その概要と集約された意見をお知らせします。

### ■調査の概要

本委員会は、7月16日から中頓別鍾乳洞の観光の振興策について調査を行い、9月4日には、中頓別鍾乳洞を野草園化できないか、主に植物表示の手法を調査するため、北海道立トムテ文化の森（名寄市）、北邦野草園及び嵐山ビジターセンター（鷹栖町）を視察した。

### 【意見】

本調査の結果、施設運営の中核的人材の必要性和ともに、生態系全般の知識を備えた専門スタッフの存在が欠かせないことを再認識させられた。

視察先の植物表示の手法を応用するにしても、鍾乳洞及びその周辺の自然環境の保全を優先させるのか、あるいは観光事業を優先させるのか、両者の位置づけを含む今後の活用の方向性が議論されなければならない。

また、北邦野草園では、常時4～5名程度のスタッフが園内で活動しており、施設造成よりも、管理に金がかかる、との説明が印象的であった。

いずれの施設も市民公園的要素が強いため入場無料であり、コスト論は二の次といった感がある。

鍾乳洞とその周辺に野草園的要素を持ち込み、かつ有料化をめざすならば、入場者密度の推計、動植物を含む生態系の価値を説明できるスタッフと植物表示を中心とした施設の魅力化、管理費用とその費用対効果のバランスをどのようにとるかが課題となろう。

### 次の所管事務調査

いきいきふるさと常任委員会は、第4回（12月）定例会までに、次の事項の調査を行います。

- ①自治基本条例等、②環境基本条例・環境基本計画等、③観光の振興策（中頓別鍾乳洞等）、④国保病院の運営

## 社教スタッフと 教委の連携密に 東海林 繁幸



協力体制の模索が続く そうや自然学校  
蔓編みの講習会 山ぶどうづるのランチボックスづくり

### 問 教育委員会体制の見直しを

まちづくり推進課に席を移した社会教育スタッフ（担当者）とAET（英語指導助手）は、教育委員会との連携に支障はないか、また、社会教育関係団体との連携に支障が出ていると感じるが、体制見直しの必要はないか。  
このような体制なので、教育委員会の不用論まで飛び出す要因となる。同じ庁舎内で席が一緒でなければ連携が進まないとする考えはおかしい。  
社会教育主事、AETの任命権者は教育長であり、教委事務局に戻すべきではないか。

### 答 石川教育長職務代行者（次長）

社会教育スタッフとAETについて、現在のところ業務を遂行するにあたり、特に問題は無いと考えている。現行の体制をとったのは、敏音知小学校（そうや自然学校）の利活用などがあり、生涯学習と社会教育の連携の必要があったためである。

これまで町民センター内に教委事務局があり、各種の利用申込みや相談など容易に出来たという利点もあった。今後、社会教育関係団体との連携で支障が出るような場合、出来るだけその支障を取り除いていく努力をしたい。

### 答 野邑町長

現在の体制が軌道に乗るまで時間が必要である。当分の間、今の体制を続けるが、問題があれば将来見直しを検討したい。

# 福祉灯油の条例化に道筋を！

東海林 繁 幸

## 問 福祉灯油の制度化を

昨年12月末に福祉灯油が復活したが、条例による制度ではなく、実施要綱に基づく予算措置で実現した特例的なものである。今年も、すでに灯油価格が大幅に値上がりし、弱者が冬を越すには極めてきびしい状況であり、次の二点を伺う。

①福祉灯油の計画があれば、その内容を伺う。  
②昨年実施した内容で、対象範囲や助成金額などをどのように評価するのか。管内町村でも本町よりも高い助成額であり、全道でも有数の積雪寒冷地としての現況から決定すべきではないか。また、制度を条例化する考えはないか。

## 答 奥村保健福祉課長

①今年度も福祉灯油助成を実施する予定である。助成基準等は、昨年同様にしたと考えている。助成額は、今後の灯油価格の動向をみて検討したい。

②平成19年度の福祉灯油助成については、道内174市町村が実施しており、一世帯当たり1万円以下の支給額の市町村は137件。対象範囲は非課税世帯である。道内の実施市町村と比較して助成範囲や助成額は妥当と思う。

## 答 野邑町長

今後とも灯油の高騰が続くようなことがあれば条例化も検討したい。昨年12月1日時点の灯油単価は95円、現在は120円であり、価格差からすると、対象世帯当り1万3千円程度になると考える。今後の灯油単価の推移をみて助成額を決定したい。

# 消防職員の定員充足と嘱託職員の正職員化を！

東海林 繁 幸

## 問 消防職員の増と嘱託職員の正職員化を

①消防職員の定員は15名だが、現在は12名体制となっている。このため、職員は休暇を取っても町を離れられない現状にある。この春1名の増員が図られたが定着せず、現在の体制を招いていることは残念である。

消防職員の不足は、住民の生命、財産を守る任務と健康管理上問題がある。

早急に増員対策を図るべきではないか。  
②町職員のうち、世帯主である職員が20年以上も嘱託職員として勤務しているが、正職員と全く変わらない勤務形態にもかかわらず、給与に格差があるのは問題であり、是正を図るべきではないか。



病院職員と消防職員が参加して行なわれた学習会  
救命救急体制について活発な意見交換が行なわれた

## 答 鳥田消防支署長

①中頓別支署では、交通事故等に対応するため、職員間の取り決めで、常時救急隊3名と救助隊4名、通信隊1名、計8名を残すこととしており、休暇等で町外に出られる職員は現在4名である。

緊急に家族や親族の不幸等で町外に出かける場合、取り決めた人数を割る事もあるが、協力し合いながら業務を遂行している。

救急救命士学校の新卒者を採用する方向で来年4月1日採用に向けて募集をしたが、受付期間中に応募はなかった。今後は受付期間を延長して募集を行う。財政上の理由もあり、現体制で業務を遂行したい。

## 答 野邑町長

②現在本町は、財政健全化法の4指標のうち、「実質公債費比率」が健全化基準の25%以上であり、早期健全化団体となることが確実である。このため、一年でも早く健全財政に戻すことが行政を預かる私どもの責任であり、今の状況の中で嘱託職員の待遇を改善することは難しい。

個人的には改善したいという気持ちを持つているが、今後の職員採用、現業職員（嘱託職員）の業務の必要性などを総合的に勘案して検討していきたい。

## 補正予算のあらまし

### ○議案第6号 平成20年度一般会計補正予算

歳入歳出予算の総額に1千5百54万8千円を追加し、予算総額は30億3千18万3千円に。

歳出補正の主なものは、地元学推進事業関連費297万円、環境保全推進事業関連費100万円、社会福祉法人南宗谷福祉会天北厚生園第一ふれあいホーム整備事業補助金497万円、学校支援地域本部関連費162万円などです。

歳入補正では、道補助金として地域政策総合補助金(地元額推進事業分)200万円、自治総合センター環境保全推進事業助成金100万円、学校支援地域本部事業委託金(道委託金)162万円を計上しています。

#### ●主な質疑

##### Q 東海林委員

予算計上した新規事業(地元学推進事業、環境保全推進事業、学校支援地域本部事業)には、事業内容を議案添付すべきではないか。

##### A 米屋総務課長

次回からそのようにしたい。

##### Q 本多委員

環境保全推進事業、学校支援地域本部事業とは、どのようなものか。

##### A 小林まちづくり推進課長

頓別川の河川環境の素晴らしさを調査し、環境メッセージを発するための事業である。

##### A 石川教育長職務代行者(次長)

地域全体で学校支援に取り組み教員にこどもと向き合う時間を確保するための事業である。

### ○議案第7号 平成20年度国民健康保険事業特別会計補正予算

歳入歳出予算の総額に1千9百65万3千円を追加し、予算総額は3億8百85万円に。歳出歳入それぞれ、退職被保険者の保険給付費を中心に1千8百17万円を追加しています。

### ○議案第8号 平成20年度介護保険事業特別会計補正予算

歳入歳出予算の総額に3百42万円を追加し、予算総額は1億8千8百23万9千円に。歳出では、前年度介護給付費(国・道費)の返還金として342万円を計上。同額を前年度繰越金として歳入に計上しています。

## 議決された議案

# 条例・補正予算

第3回定例会では、地方自治法の改正などに伴い議会会議規則の一部改正ほか3件の条例案・補正予算案が提案され、いずれも可決されました。

議案内容と主な質疑をお知らせします。

### ○議案第1号 中頓別町議会会議規則(一部改正)

地方自治法の一部改正により、議会会議規則(第119条第1項)の引用規定を改正するものです。(公布日から施行)

■提案(発議)者 藤田首健  
■賛成者 村山義明

### ○議案第3号 議会の議員等の報酬額及び費用弁償並びにその支給に関する条例(一部改正)

地方自治法の一部改正により、議会議員の報酬、費用弁償等に関する規定を他の行政委員会の委員等の報酬等の支給方法と分離する必要が生じたため、もとの条例から議会議員に関する規定を削り、文言の整理を行った条例改正です。(公布日から施行)

○議案第4号 議会の議員報酬額及び費用弁償並びにその支給に関する条例(制定)  
議案第3号と同様の理由により、議員報

酬、費用弁償に関する規定を新たな条例として制定したものです。(公布日から施行)

### ○議案第5号 中頓別町職員の勤務時間、休暇等に関する条例(一部改正)

地方公務員の育児休業等に関する法律が一部改正されたことにより、育児短時間勤務の規定が創設され、該当する職員の一週間当たりの勤務時間、再任用短時間職員の設定、勤務条件等を加えた条例改正です。(公布日から施行)

### ○議案第1号 北海道市町村備荒資金組合格約(一部変更協議)

北海道市町村備荒資金組合から組合格約の一部変更について協議があり、議決を求めたものです。自治体財政健全化法に基づき健全化判断比率が悪化し、「財政再生団体」に転落する恐れのある自治体に対し、緊急避難的な措置として、普通納付金の返還の特例制度を創設するものです。

### ○議案第2号 中頓別町過疎地域自立促進市町村計画(一部変更協議)

老朽化が著しい医師住宅(昭和57年建築)に替えて、新たな住宅2棟(事業費3千6百万円)を建設。その財源として過疎対策事業債を借りるための計画変更です。

#### ●主な質疑

##### Q 本多議員・東海林議員

築後25年で老朽化しないよう、維持管理はどのようにしていくのか。

建築額(坪単価)は妥当か。施工について管理監督はどうなっているか。

##### A 中原産業建設課参事・小林まちづくり推進課長

建築額に見合った耐久性の高い住宅になるよう適切に管理監督したい。

A 青木国保病院事務長  
病院資産として、適正に維持管理したい。

# 平成19年度全会計決算を認定！



決算審査は、議会が決定した予算が適正に執行されているかどうかを審査するとともに、住民に代わって行政効果を検証するものです。

第3回定例会では、全議員で構成する「決算審査特別委員会」（東海林繁幸委員長）が設置され、休会中に各会計決算を集中審査。一般会計をはじめとする8会計すべてが認定されました。

認定にあたって、「自治体財政健全化法」に基づく早期健全化団体となることが確実な情勢から、議員・特別職報酬の見直しを求める附帯意見が付されました。

## 決算審査のあらまし

一般会計はじめ、全会計の歳出総額（表1）で51億2千2百万円にのぼる平成19年度決算が認定されました。

前年度に比べ、公債費の借入を中心として約7億円削減された超緊縮型の財政を証明する決算内容となりました。

財政調整基金ほか14基金の残高が前年度末に比べ2億4千9百万円減り、14億9千9百万円となりました。減った基金の中には、法人化された天北厚生園への補助金及び同職員の退職手当分1億5千1百96万円が含まれていません。

公債費の借入（元金）残高（表2）は、前年度に比べ2億4千8百万円減り、94億2千7百万円になりましたが、これは赤ん坊からお年よりまで町民一人当たり43.9万円の借金に相当します。

国保病院会計（収益的収支）は、6年ぶりに3百万円の黒字決算となり、その分、累積欠損金は微減し、2億9千5百40万円となりました。これは、公営企業健全化計画に伴う一般会計からの繰入金3百万円を特別利益として計上したことによるものです。

財務指数（表3）を見ると、実質公債費比率（3カ年平均）が28.8まで上昇しています。

**実質公債費比率28・8%に上昇**  
自治体財政健全化法で早期健全化団体確実に！

平成20年度決算でこの比率が健全化基準25%未満にならないければ、自治体財政健全化法（地方公共団体の財政の健全化に関する法律）に基づく「早期健全化団体」となります。

早期健全化団体になった自治体の長は、最短で健全化基準を下回るよう、財政悪化の要因の分析、早期健全化の基本方針などを盛り込んだ「財政健全化計画」を定めなければなりません。財政健全化計画は、健全化判断比率を公表した年度末までにつくられ、議会の議決と住民への公表、知事への報告が求められます。

その実施状況は、前年度決算との関係を明らかにした上で、毎年9月30日までに議会に報告し、住民にも公表しなければなりません。また、財政健全化計画をつくるに当たり、公認会計士等との契約による外部監査が義務付けられることとなります。

なお、自治体財政健全化法に基づき、監査委員の意見をつけて議会に報告された4つの健全化判断比率（基準）は次のとおりです。

- ① 実質赤字比率：該当なし（15%）、
- ② 連結実質赤字比率：該当なし（20%）、

- ③ 実質公債費比率：28・8%（25%）、
- ④ 将来負担比率：128・9%（350%）

病院や上下水道事業など、地方公営企業の経営健全化を判断する「資金不足比率」の健全化基準は20%ですが、平成19年度決算ではいずれの事業においても該当はありませんでした。

決算審査特別委員会では、町税等の滞納整理の必要性と財政悪化について、議会の責任を痛感しつつ、次の意見を付して全会計決算を認定しました。

### 【決算認定で付された意見】

① 町税、公営住宅家賃などにおいて多額の滞納が発生しており、公平性の観点から今後より一層厳しい徴収努力を求める。

なお、滞納整理のための事務処理要領等は、より実効性が高まるように見直すべきである。

② 本町の実質公債費比率は、28・8%に達し、財政のひっ迫は著しい。財政悪化の原因は議会にもあり、懸命の行革努力を続ける行政とともに財政再建に取り組まなければならない。

来年度、早期健全化団体として、財政健全化計画を策定しなければならぬことは必至の情勢であり、各会計の費用削減をはじめ、議員や特別職報酬の見直しが必要である。

# 歳出総額 51億2千2百万円

表1

各会計決算の状況

(単位：万円)

会計区分		予算現額	決算額			
			歳入額	歳出額	歳入歳出 差引額	
一	一般会計	34億626	33億5,983	33億5,548	435	
特別会計	自動車学校事業	3,708	4,192	3,515	677	
	国民健康保険事業	3億4,800	3億4,646	3億4,592	54	
	老人保健事業	3億5,546	3億4,941	3億3,955	986	
	水道事業	9,765	9,762	9,750	12	
	下水道事業	1億2,756	1億2,721	1億2,710	11	
	介護保険事業	1億9,522	1億8,211	1億7,495	716	
	計	11億6,097	11億4,473	11億2,017	2,456	
公営企業	国民健康保険病院会計	収益的収支	4億6,491	4億5,675	4億5,375	300
		資本的収支	1億8,070	1億8,071	1億9,266	▲1,195
合計		52億1,284	51億4,202	51億2,206	1,996	

表2

公債(町債元金)借入残高の状況

(単位：万円)

区分	平成18年度末	償還額	借入額	平成19年度末
一般会計	80億5,633	9億527	2億5,420	74億526
水道事業特別会計	7億5,557	5,236	—	7億321
下水道事業特別会計	11億2,116	6,786	3,870	10億9,200
国民健康保険病院事業	2億5,426	1億8,671	1億5,910	2億2,665
合計	101億8,732	12億1,220	4億5,200	94億2,712

表3

財務指数(普通会計)

(⑥を除き単位：%)

項目	年度			一般的な 数値目標
	平成17年度	平成18年度	平成19年度	
①経常収支比率	85.6	87.0	85.9	
②起債制限比率(単年度)	18.3	18.8	18.5	
③起債制限比率(3ヵ年平均)	15.6	17.0	17.2	13%以下
④実質公債費比率(単年度)	27.3	30.0	29.2	
⑤実質公債費比率(3ヵ年平均)		26.5	28.8	18%以下
⑥財政力指数	0.121	0.124	0.119	

※普通会計とは、本町の場合、一般会計に自動車学校事業特別会計を加えたものです。

※④⑤実質公債費比率は、基本的には分子に地方債の元利償還金(公債費)を置き、分母に標準財政規模を置いて求めます。分子の元利償還金に下水道や簡易水道、病院など公営企業等の支払う元利償還金への一般会計からの繰出金、一部事務組合等の公債費類似経費を算入するなど、連結決算の考え方を導入しています。地方債の元利償還金に準ずるものとして「一時借入金の利子」及び「公営企業債償還額」も含まれます。

# 決算審査 特別委員会 主な質疑

## 一般会計歳出

### 総務費

**Q 柳澤委員**

行革推進委員会の支出はゼロだが、委員会が開催されたのか。

**A 米屋総務課長**

行革推進委員会は、委員の任期が切れていたこともあり、平成19年度は開催していない。20年度に入り開催したところである。

**A 野邑町長**

中長期行財政計画に基づき施策実施しているところであり、大変申し訳なく思う。諮問委員会等は、有効活用し、できるだけ早く結論を得るようになりたい。各種委員会を担当する職員には、自覚と自信、誇りをもって仕事にあたるよう徹底したい。

**Q 柳澤委員**

「一流の、中頓別づくり推進事業」で、小頓別の製箸工場に補助金が支出されているが、いまだ製造ラインが稼動していないのはなぜか。

**A 小林まちづくり推進課長**

小頓別製箸工場は、天そげ箸の製造ラインを補助事業で整備したが稼動していない。中国からの輸入箸の影響で価格が低迷している。最近、卸売価格が上がってきたので利休箸を中心に単独で生産ラインを整備し

ており、年内には製造が開始されると考える。



独自に増設した割り箸工場（写真左の建物）  
機器が整い、卸値も向上しており期待が高まる

**Q 本多委員**

防災計画の見直しはどうなっているか。ハザードマップはつくられているか。

※「ハザードマップ」

災害が発生した場合にそなえて、住民が自主的に迅速に避難できるよう、被害の想定される区域と被害の程度、さらに避難場所、避難経路などの情報を地図上に明示したもの。

**A 米屋総務課長**

防災計画の見直し、ハザードマップはまだできていない。

**Q 本多委員**

住基カードの発行枚数はどれくらいか。

**A 遠藤総務課参事**

住基カードの導入から今日までの発行枚数は11枚である。

**Q 西原委員**

ホームページへのアクセス（接続）が増えているが、最近更新されているか。

**A 米屋総務課長**

即時にははいかないが、更新している。

## 衛生費

**Q 柳澤委員**

保健事業に参加しない人の健康状況の把握、ケアはできているか。医療との連携は図られているか。

**A 奥村保健福祉課長**

保健師4名のうち1名は包括支援センター担当で65歳以上に対応している。PR不足も確かにあるかと思う。残り3名については、地域ごとに健康相談、来られない方々への個別訪問をしている。全ての世帯を回れないので、ケア会議を開催し、病院、長寿園などと連携を取り合って最大限必要な方への個別訪問に努めたい。

**Q 石神委員**

本町は全道平均よりも医療費が高い。保健事業のねらいは、医療費の抑制にある。人口の割に保健師の数は多いが、事業効果はあがっているか。

**A 奥村保健福祉課長**

保健事業の評価については、保健

師が毎年行い効果はあると思う。国保加入者の医療費は確かに高いが、保健事業により現在の医療費まで押さえられていると考えている。



保健師の訪問は健康維持、暮らしの悩み相談、楽しいおしゃべりのひと時となっている

**Q 柳澤委員**

合併処理浄化槽設置整備事業（補助率7割）で計画している戸数への設置は終わったのか。補助率を上げてさらに普及を図る考えはないか。

**A 奥村保健福祉課長**

平成13年度から50戸への普及をめざして事業を進めてきた。平成19年度末で設置数は36戸となった。住宅の老朽化で設置しないところもあり、新たな希望者はいない状況である。補助率の問題ではなく、整備可能な住宅への設置はほぼ終了したと考えている。

# エゾシカ被害は甚大！駆除対策に本腰を 学校評議員制度は活用されているか

## 農林水産業費

Q 本多委員

エゾシカ被害の実態と対策を伺う。

A 柴田産業建設課長

交通事故と春先の牧草の被害があるが、後は大きな被害はない。平成19年度は、駆除を積極的に進めたが、一般廃棄物として残し（死がい）の処分ができなかった。捕獲場所での埋設処分は可能なほか、豊富町に処分施設ができたので、平成20年度から、そちらへ運び処分するようにしている。

Q 柳澤委員

エゾシカは、群れで牧草地に出没している。道の捕獲許可を待つまでもなく、町としてどのように対応するのか。

A 小林まちづくり推進課長

今年度は、猟友会、個人ハンターの協力を得て、処分調整として100頭分の許可をとっている。野生生物との共存を考えて来年度の計画を立てたい。

A 野邑町長

エゾシカによる農業、林業被害は、市町村の枠を超えて、管内的、全道的問題である。道、林野庁に被害対策を求めているが、関係機関の腰が上がりえないのが現状。大きな問題としてとらえており、今後対策を働きかけていきたい。

## 土木費

Q 本多委員

町道中頓別生線は、片側3・5メートルの歩道が整備されているが歩く人がいるのか。必要性を伺う。

A 中原産業建設課参事

平成6年度から事業を開始しており、旭台市街地までは生活道路、通学路、観光道路、産業道路等、様々な性格がある。補助事業で実施しており、途中から歩道幅を縮小することとは難しい。残り6百メートルなので継続したい。

A 野邑町長

内部協議で歩道はいらぬとの声もあったが、計画変更が難しい。今後、事業を行なう場合は、慎重に計画をつくりあげていきたい。

## 教育費

Q 本多委員

成長期にある児童生徒の給食には配慮が必要だが、中国製食材の利用の有無を伺う。

A 石川教育長職務代行者（次長）

中国・天洋食品の「ミルフィークポークカツ」を平成19年12月に一度使用している。残留農薬等について調査したが異常はなかった。過去の冷凍野菜についても調査したが、問題はなかった。以後は、国産品、

道産品で対応している。現在も事故米などは使用していない。



全校児童・生徒と先生全員で給食  
小規模校ならではの楽しい時間

Q 柳澤委員

学校評議員制度は、学校教育にどのように生かされ、見えるような活動がなされているか。

総合的な学習の時間について、効果はあがっているか。また、給食センターの広域化は進んでいるのか。

A 石川教育長職務代行者（次長）

中中、中小に学校評議員がいて、学校の運営方針に意見を述べている。その活動は見えづらいところがあるので町民にわかるようにしたい。総合的な学習は、様々なことを行なっているが、とくに学習発表の機会を

設けることで子どもたちは自信をつけ、成果はあがっていると思う。給食センターの広域化については、現在浜頓別町と協議をしているが、具体的な建設計画までは至っていない。

Q 東海林委員長

学校評議員の報酬見直しについて検討されているか。

A 石川教育長職務代行者（次長）

平成20年度から、無償（ボランティア）となっている。

Q 星川委員

学校評議員と教育委員、教育委員会との話し合いはもたれているか。

A 石川教育長職務代行者（次長）

三者での協議の場合は、とくに設けていない。

Q 石神委員

監査委員の審査意見書で教育委員会臨時職員への未払い賃金が指摘されているが、対応を伺う。

A 石川教育長職務代行者（次長）

スクールバス運転手、臨時職員（事務職）に過去2年間で4名分の時間外勤務手当の積算誤り（約1万5千円）があり、不足分は平成20年度で支出したい。

Q 石神委員

「ゆめくらぶ」（旧中頓別幼稚園）の屋根の軒下が折れ、修理代がかか

## 公住家賃滞納者に差押検討を 連帯保証人の保証能力確認すべき

っている。その原因は人災であり、管理が不十分だったからではないか。

**A 石川教育長職務代行者（次長）**

軒下が折れたのは、積雪によるものだが、固まった雪を取り除かなかったのは教育委員会にも責任がある。修理費用は約百万円であり、災害として認定され共済保険が適用された。

**Q 本多委員**

成人式の開始時間は午後4時となっているが、見直す考えはないか。

**A 石川教育長職務代行者（次長）**

札幌圏からの参加者のことも考慮し、現在の開始時間となった。平成21年からは、開催月日、開始時間を1月5日、午後4時からに固定したい。

### 一般会計歳入

#### 町 税

**Q 石神委員**

監査委員の審査意見書では、滞納者一名の不納欠損処分について、誤りが指摘されている。不納欠損処分の前提となる滞納処分が行われたのか。

**A 遠藤総務課参事**

監査委員の指摘のとおり、執行停止（滞納処分）は行なわれていない。死亡者であり、財産がないことから、滞納処分（執行停止から3年）による不納欠損ができない事案であった。本来は消滅時効による不納欠損処分

を行うべきであり、不手際をお詫びする。

**Q 柳澤委員**

滞納処分の問題が毎年繰り返されている。滞納整理要領がつくられていない部署もある。滞納額を増やさない対策を伺う。

**A 遠藤総務課参事**

現年度課税分は、完納をめざしている。現在の滞納者については、毎月個別訪問し納税をお願いしている。これ以上滞納額を増やさないようにするために、財産の差押えをすることになるだろう。これまで町として差押えをした経緯はないので、対象者の生活状況に配慮し、法的根拠を学習した上で検討したい。

### 使用料及び手数料

**Q 柳澤委員**

公営住宅使用料の滞納繰越額が5百万円近くに上っている。滞納者本人、連帯保証人への町の対応はどうなっているか。

**A 中原産業建設課参事**

平成20年6月に町営住宅家賃滞納整理に関する事務取扱要領を定めたので、今後はそれに基づき滞納整理を進める。滞納者は現在14名。最初は、本人に面談を行い、分割納付等がされない場合は、連帯保証人に請求することになっている。いまの段階で、連帯保証人まで請求している事案はない。

**Q 柳澤委員**

現在の町の対策で滞納額が減るとは思えない。一年間未納があれば、連帯保証人に支払ってもらおう責任規定を賃貸契約の中に入れるべきではないか。

**A 中原産業建設課参事**

まさにその通りだが、今の段階ではそこまで至っていない。今後そのように進めたい。

**Q 石神委員**

連帯保証人も亡くなったり、経済的負担がでなくなる場合がある。滞納年数が一定期間過ぎた場合、連帯保証人に請求する規定が必要ではないか。

**A 中原産業建設課参事**

取扱要領では、新たな滞納者には5ヶ月目に連帯保証人に通知をすることになっている。年数ではないが、滞納額が30万円以上になったら、連帯保証人に請求する規定が盛り込まれている。一定期間経過後の請求規定は検討したい。

**A 野邑町長**

これまでの請書（保証人契約）には、一定額以上になったら連帯保証人に請求するという規定がないので、遡って適用は難しい。これからの滞納者については、請書の中にその規定を設ける必要がある。百万円を超える高額滞納者については、分納に

より対応していきたい。

**Q 石神委員・東海林委員長**

連帯保証人の保証能力の確認、不在、欠けていることに対してどのような対策をとるのか。

**A 中原産業建設課参事**

いま現在、全入居者の連帯保証人の調査をしている段階であり、その結果で把握したい。連帯保証人が欠けている場合、保証能力がない場合は、請書の再提出を求めたい。

### 一般会計総括質疑

**Q 石神委員**

星川議員の一般質問に対し、町長は公債費負担適正化計画上、実質公債費比率の健全化基準である25%未満を達成する年度を一年早く達成したいと答弁しているが、その根拠を伺う。

**A 野邑町長**

実質公債費比率は、3カ年平均で算出される。平成22年度までの単年度実質公債費比率は、平成23年度の計画に反映される。

平成20年度分の数値は交付税が増えたので25%台になると思う。

今後、起債の借入額を減らしていけば、現在の数値21年度25・9、22年度23・8%を使用しても平成23年度は、25・2%になる。平成21年度

## 看護師配置基準15対1の実現遠のく 診療報酬収入の確保厳しい状況に

の起債借入を一部減らすことで事業調整しており、22年度決算で25%を切り、達成できると判断している。

### Q 柳澤委員

平成19年度決算の単年度収支は1千1百万円の黒字だが、実質単年度収支は約1千5百万円の赤字である。実質公債費比率も大事だが、単年度収支を黒字にする姿勢も重要ではないか。

### A 野邑町長

町税が約1億7千万円で、一般会計のうち5%しか自主財源がない。住民の生活環境整備、義務的経費がかかる中で、交付税が5億円も下がりやくりは大変であるが、中長期行財政運営計画をベースに改善を図ってきた。住民サービスを下げないためにできることは、義務的経費（退職者人件費分）を減らすことが一番大きい。

雑巾をしぼってもなにもでない状況であるが、行政改革を止めるわけにはいかない。今後、交付税の出口

ベースで平成20年度を下回らないように国に要望したい。平成20年度交付税並なら21年度も基金を取崩すこ

となく乗り切れると思う。現在8千万円くらいの留保財源（交付税）が

あるが、病院の赤字分に充てられると予測している。平成20年度で、赤字額が出なければ、良としたい。

### 特別会計・企業会計

#### 国民健康保険病院事業会計

### Q 柳澤委員

医師、看護師養成費の支出がないが、該当者がいかなかったのか。今後の養成状況はどうか。確保について見通しはあるのか。

### A 青木国保病院事務長

平成18年度は新規採用が1名おり、72万円を一括支給した。19年度は募集したが採用がなかった。既存の看護師からも該当者はいなかった。20年度は通信教育課程（2年間）で看護師をめざしている方がいる。

今後は、中学校等に働きかけ、養成費を活用して看護学校への進学を勧めるようにしたい。よほど事情が好転しないと、来年度も看護基準15対1の実現はきびしい。

### Q 藤田委員

看護基準15対1の達成状況は、当初よりも悪くなっているのか。

### A 青木国保病院事務長

当初予算で説明した以後に、看護師長の退職や看護師の産前産後休暇

など、予想できないことが発生したため、基準のクリアが難しくなった。

### Q 石神委員

病院の経営状況を正しく把握するため、新たな病院会計準則に沿って、決算の取り組みがされているか。

### A 青木国保病院事務長

来年にむけて取り組むよう準備している。



看護職員の不足により夜勤当番などが難航  
看護師確保が大きな課題となっている

### Q 石神委員

資産減耗費は、固定資産台帳とのかい離を解消するための計上か。何年程度で解消できるのか。

### A 野邑町長

早い段階（5年から10年程度）での解消をめざしたい。

## ホームページで議事録などを公開しています

中頓別町のホームページ (<http://www.town.nakatombetsu.hokkaido.jp>) で議会だより、定例会の議事録などを公開しています。町ホームページから(町の概要)→(中頓別町議会)へ進むご覧ください。

議会はみなさんの暮らし、福祉などの身近な問題を議論する大切な会議です。

議会日程や傍聴の手続き、請願・陳情などのお問合せは、Tel 6-2244（議会事務局）へ。

## 意見書

第3回定例会では、意見書3件が、いずれも全会一致で可決されました。これらの意見書は、9月25日の本会議で可決後、直ちに国等の関係機関に送られました。その内容をお知らせします。

○**発議第1号 道路整備に必要な財源の確保に関する意見書**

北海道は、道民の移動や物資の輸送の大半を自動車交通に依存しており、道路は道民生活や経済・社会活動を支える最も重要な社会基盤となっています。また、冬期間における厳しい気象条件に加え、台風などの自然災害時に発生する交通障害や交通事故の多発、道路施設の計画的な補修・更新など、多くの解決すべき課題を抱えています。

政府は、道路特定財源の来年度からの一般財源化を閣議決定したところですが、地方の道路整備に必要な財源確保のため次の三点を要請します。

- ①道路特定財源の一般財源化に当たっては、地方が必要とする道路の整備や維持管理に要する財源の確保を明確にすること。
- ②新たな整備計画の策定に当たっては、立ちおくれしている高規格幹線道路の整備や安全で安心な冬期交通の確保など、北海道の実情に十分配慮した道路整備が着実に推進できるようにすること。
- ③地方の自主性・裁量性を生かし、地域の道路整備のさまざまな課題に対応することができる地方道路整備臨時交付金制度を継続し、さらに拡充を図ること。
- ④今年度の暫定税率失効に伴う国道及び地方道の道路整備財源の減少分については、国の責任で確実に措置すること。

■提出者 村山義明 賛成者 藤田首健

■提出先 衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 総務大臣 財務大臣 国土交通大臣

○**発議第2号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書**

過疎地域は、わが国の豊かな自然や歴史・文化を有するふるさとであり、また、都市に対して、食糧の供給・水資源の供給、自然環境の保全といやしの場を提供するとともに、森林による地球温暖化の防止に貢献するなどの多面的・公共的機能を担っています。

現行の「過疎地域自立促進特別措置法」は平成22年3月末をもって失効することになります。過疎地域が果たしている多面的・公共的機能を今後も維持するためには、引き続き総合的な過疎対策を充実強化させることが必要であり、新たな過疎対策法の制定を強く要望します。

■提出者 藤田首健 賛成者 村山義明  
■提出先 内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、農林水産大臣、国土交通大臣

○**発議第3号 「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかな制定を求める意見書**

2000年以降の急速な構造改革により、経済や雇用、産業や地方など、様々な分野に格差を生じさせました。

「ワーキングプア」、「ネットカフェ難民」など、新たな貧困と労働の商品化が広がり、

障がい者や社会とのつながりがつけない若者など、働きたくても働けない人々の増大は、日本全体を覆う共通した地域課題です。

一方、NPOや協同組合、ボランティア団体など様々な非営利団体は、地域の課題を地域住民自ら解決することをめざし事業展開しています。

このひとつである「協同労働の協同組合法」は、社会問題解決の手段の一つとして、大変注目を集めております。

しかし、現在この「協同労働の協同組合法」には法的根拠がないため、団体として入札・契約ができない、社会保障の負担が働く個人にかかるなどの問題があります。

既に、欧米では、法制度が整備されており、日本でも法制化を求める超党派の議員連盟が立ち上がりました。

誰もが「希望と誇りを持って働く」、仕事を通じて「安心と豊かさを実感できるコミュニティをつくる」、「人とのつながりや社会とのつながりを感じる」、住民主体のまちづくりの創造と社会の連帯、社会参加を目指す「協同労働の協同組合法」の速やかな制定を国に求めるものです。

■提出者 西原史騎  
■提出先 衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 厚生労働大臣 総務大臣 経済産業大臣

## 議員だより

～私の思い～

このコーナーでは、それぞれの議員が町づくりや政治課題などについて意見や思いを綴ります。

毎号2名の議員がこのコーナーに登場します。8議員の提言・苦言・呟きにご期待を！

### 後期高齢者医療制度は 廃止しかない

今年4月からスタートしたばかりなのに、見直しが相次ぎ、複雑な制度がますます分かりにくくなりました。

「長寿医療制度」と呼んでみても基本は変わらないのです。

首相や厚労相が「抜本的に見直す」とか、「大胆に見直す」と言うので、廃止？と期待したが一転して「根幹は維持する」とのこと。がっかり。

75歳と言う年齢で医療を差別することに、長寿社会の発展に尽くしてきた人たちへの敬老の精神が全く感じられません。

保険料は二年毎に見直され、団塊の世代が高齢期を迎える2025年には、二倍に高騰するという試算もあります。

収入がゼロでも一人残らず保険料を徴収するのは酷です。

医療費の抑制だけを目的につくられた制度に元政府要人も「医療費のかかるお年よりは出て行ってもら。保険制度を守るためにあなた方は外に出てくださいというのは、姥捨て山以外の何ものでもない」、「名前が実に冷たい。愛情のぬけたやり方」と批判。

各地の老人クラブ連合会も都府県の医師会も国民もみんな反対しています。

財源問題も含め、みんなが安心できる制度を創るべきです。

(綴人：本多夕紀江)

※次回綴人は、東海林議員、村山議員です



温かく迎えてくださった阿智村 岡庭村長（写真左）  
教育政策への明確な発言に自信と熱意を感じました

### 長野県阿智（あち）村を訪ねて

第2回臨時会は、「小さな町の教育長」のあり方、そして議会や住民が地域の教育力をどのように考え支えていくべきかを摸索する契機となりました。

私は討論の場で、長野県阿智村を「教育長が不在でありながら教育活動が盛んな自治体」の例として挙げました。インターネット上の情報を調べただけの無責任な発言で終わってはいけないと感じ、議会後の9月29日、同村を訪ねました。

阿智村の岡庭村長は、はるばる北海道から足を運んでくれたと温かく迎えてくださり、村の現状や教育の取組みについて熱く語っていただきました。

阿智村が教育長を不在のままにしている理由については、教育長を置くことにより、「教育長＝行政」と住民が思い込み、教育が行政任せ（形骸化）となってしまう傾向が見られたからだそうです。

阿智村では住民主導の教育を実現するために、教育委員の活動を見直し、教育委員長には、教員経験が長く、信頼が厚い人材を配置。各教育委員には、担当学校・地域を決め、教育問題の解決と振興に責任を持って取り組む体制がつくられています。

また、お金を教育長（という身分）にかけるのではなく、子どもたち一人ひとりに直接結びつく教育活動に向け、村独自の特別支援教員制度や家庭学習を支援する制度に投入し、効果が上がってきているとのことでした。

岡庭村長が小さな自治体だからこそできる教育の実践例について、自信を持って語ってくださったのが印象的でした。今後、中頓別の教育を考えるうえで参考にしていきたいと感じています。

(綴人：西原央騎)

※長野県阿智（あち）村は人口6,400人。

来年3月、平成に入り2度目の合併を行い7千人台となる予定。現在 小学校4校、中学校2校。

第2回臨時会が9月2日に招集されました。

「教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例」（「教育委員会教育長の身分、給与等の勤務条件に関する条例」に改称・同月22日公布）が議員提案され、賛成多数で可決されました。

改正条例は、第2条で「教育長は、特別職とし、教育委員会が常勤か非常勤かを決定する」と規定し、教育長の身分の明確化と勤務のあり方を選択制にしたものです。

条例改正の提案理由と討論（賛否）の要旨、条例案可決に伴い提出された附帯決議の内容をお知らせします。

なお、この条例案の撤回等を主な趣旨とする請願3件が提出され、条例案と一括して審議されましたが、条例案が可決されたことにより、不採択扱い（みなし不採択）となりました。



大勢の傍聴者、マスコミが取材に訪れた第2回臨時会

## 教育委員会教育長の身分、給与等の勤務条件に関する条例（全文）

（この条例の趣旨）

第1条 この条例は、教育長の身分と教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第16条第2項の規定に基づき、教育長の給与等の勤務条件について必要な事項を定めるものとする。

（教育長の身分）

第2条 教育長は、特別職とし、教育委員会が常勤か非常勤かを決定する。

（給与）

第3条 常勤の教育長の給与は、給料及び期末手当とする。

2 非常勤の教育長の報酬は、議会の議員等の報酬額及び費用弁償並びにその支給に関する条例に定める。

（給料）

第4条 常勤の教育長の給料の額は、月額504,000円とする。

（期末手当）

第5条 常勤の教育長の期末手当の額は、給料月額に職員給与条例（昭和26年条例第5号）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例により、別表の割合を乗じて得た額とする。

（給与の支給方法）

第6条 常勤の教育長の給与の支給方法については、一般職の職員の給与の支給方法の例による。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（中頓別町特別職報酬等審議会条例の一部改正）

2 中頓別町特別職報酬等審議会条例（昭和46年中頓別町条例第30号）の一部を次のように改正する。

第1条及び第2条中「町長、副町長の給料の額」を「町長、副町長、常勤の教育長の給料の額及び非常勤の教育長の報酬の額」に改める。

第2回臨時会で可決！  
教育長を特別職とし、常勤か非常勤かを選択制とする条例  
（常勤、非常勤の判断を教育委員会に委ねる附帯決議も可決）

## 「発議第1号 教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例」についての附帯決議

「発議第1号 教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例」が可決され、教育長の身分の明確化と勤務条件の多様化に道が拓かれた。

2000年分権改革まで、市町村教育長については、教育委員会が任命するとされていたものの、都道府県教育委員会の承認を必要としていたため、長らく慣行として教育長就任を「当然の前提」として、首長が教育委員候補を議会に提案してきた経緯がある。

しかし、首長が教育長就任含みで教育委員候補を議会に提出することには、何の法的根拠もなく、教育委員会は、「自律的」に教育長を任命できることを再認識する必要がある。

仮に、教育委員が議会の同意を得て首長に任命されても、首長にはその者を教育長とする権限はなく、常勤か非常勤かを決定する権限も持ち得ない。

これらのことは、教育委員会制度の根幹にかかわる原理・原則であり、今後とも教育長の身分や勤務条件等に関して、国や都道府県の関与から独立し、本町に見合った教育行政を実現するよう下記のことを求める。

### 記

- 1 教育委員会は、教育長を人格、識見、経歴等を配慮して自律的に選任すること。
- 2 教育委員会は、町財政ならびに教育行政の実態を見極め、常勤か非常勤かを判断すべきこと。

以上、決議する。

## ■条例の提案理由

教育長の身分に関しては、これまでの国の通達などから、教育委員としては特別職であり、教育長としては常勤の一般職として、2つの身分をあわせ持つという見解が通説化してきた。

しかし、一人の人間が特別職と一般職の2つの身分を有することは、常識的にも法令解釈上も大きな矛盾がある。すなわち、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条及び第16条第2項の規定から、教育委員は選挙権を有する者の中から地方公共団体の長が議会の同意を得て任命する職であり、その教育委員のうちから選ばれ任命された教育長は、地方公務員法第3条第3項第1号に該当する特別職にほかならない。

地方教育行政法第8条の規定により、教育委員には解職の直接請求が適用されることも教育長を特別職とする根拠の一つである。地方公務員法の適用を受ける一般職の範囲を定めた本町の職員定数条例に教育長が含まれていないことからかんがみても、一般職とする解釈は成り立たない。

教育公務員特例法第16条第2項では、教育長の給与、勤務条件等については、他の一般職に属する地方公務員とは別個に、当該地方公共団体の条例で定めることとされ、地方自治体の裁量の余地は大きく認めているため、その勤務の態様により、常勤とするか非常勤とするかは、あくまで本町の自治権に由来する。教育長を特別職として位置づければ、自動的に常勤または非常勤の選択肢が生まれることになり、本条例第2条はそのことをうたったにすぎない。

各界各層の町民が策定し、平成18年3月に提出された中長期行財政運営計画に関する最終報告書では、行政改革推進の一環として役場の組織改革に触れ、特別職のうち助役の廃止、教育長についても現行制度では廃止や非常勤化は困難だが、その位置づけを抜本的に見直すことについて検討すると提言されており、本条例が成立すれば、多くの住民の負託にこたえることにつながる。

来年度から、小中学校が1校ずつとなり、この4月からは生涯学習分野が事実上、町長部局に組み込まれるなど、首長と教育委員会の権限分担の弾力化が図られており、その所掌事務の内容や量が変化している。あわせて、地方公共団体財政健全化法に基づく財政4指標のうち、実質公債費比率は約29%に達する見込みであり、財政破綻した夕張市に準ずる財政健全化団体となることは必至の情勢である。

財政悪化の責任は、議会にもあり、今後人口減少などに伴う交付税の削減を考慮したとき、教育行政に限らず、あらゆる分野において不断の行財政改革の取り組みが必要である。

教育長の身分の明確化と勤務条件の多様化に道を開くことが分権改革と自律した自治を実現する一里塚であると信じ本条例を提出する。

## ■教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例(原案可決)

◆提案者・柳澤雅宏／賛成者・藤田首健、西原央騎、星川三喜男

### ■請願(みなし不採択)

●請願第1号 中頓別町教育委員会教育長の身分、給与等の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例案の撤回を求める請願

◆請願団体・宗谷教職員組合中頓別支部 支部長 齋藤千智

◆紹介議員・本多夕紀江

●請願第2号 教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例案の撤回を求める請願

◆請願団体・中頓別町校長会 会長 村上徹／中頓別町教頭会 会長 井村雅彦

◆紹介議員・東海林繁幸 村山義明

●請願第3号 教育長の非常勤化を可能とする条例案の白紙撤回を求める請願

◆請願団体・中頓別小学校 P T A 会長 細谷陽一／中頓別中学校 P T A 会長 古谷裕一

◆紹介議員・東海林繁幸 村山義明

※敬称略

討論(賛否)要旨

● 反対

村山義明議員

教育長は、事務局のトップであるが、非常勤では事務の統括、職員指揮監督、指導は難しい。学校長以下教職員の管理、指導、人事も難しくなる。

非常勤では、候補者が限定される。役場職員はほとんどない。常勤でも課長クラスと年収は同等で、これが非常勤では金額も下がるということであり、現職の中で特別職になる人はいないと思う。

定年になった人で安い報酬でもできるという人に限定される。報酬は少ないが、責任だけは重い。教育長の権限がなくなると思う。民間で非常勤は何の権限もないし、もう終わった人が非常勤。教育委員会そのものが弱体化し、他の教育委員も責任だけ重く、不安を感じて引き受ける人がいなくなると危惧される。

学校教育、社会教育、

生涯教育、文化、スポーツ、その他に目が行き届かなくなり、停滞してしまっておそれがある。教育制度改革など、非常に難しい課題が山積しており、その対応もできなくなる。

いじめや不登校、自殺者、職員の不祥事等、いつ何が起ころかわからない社会情勢で、非常勤では対応できない。

教育長の職務は学校数や児童数により変動するものではなく、教育行政の長としての専門性や責任及び対外的役割の重要性を考えると、常勤でなければその職務を全うすることができず、非常勤化すべきではない。

○ 賛成

藤田首健議員

教育長は、これまで一般職と特別職の二つの身分をあわせ持つとする法解釈が通説化してきた。今から五十数年前に出された通達によつて、各自治体は縛られてきた。

分権改革後は、これ

までの通達はすべて効力を失っており、各自治体は法律の範囲内で法解釈を自主的に行つてよい。

常任委員会の議論でも、特別職とするところまではそもそも全員異論がなかったはずである。特別職となれば、提案理由でも説明されたとおり、町長のような常勤職と私たち議員のようないずれにも道が開かれるだけのことである。

教育関係者の意見拝聴の際、出席者から町あつての教育であり、教育行政は聖域ではないという意見があつた。教育関係者以外の町民から意見を聞けば、この考え方が主流になると思う。

実質公債費比率が29%に迫る町である。来年度夕張市に準ずる早期健全化団体になることはほぼ確実。夕張市では教育長は常勤だが、本来の給料額58万9千円を現在附則で23万9千円と半分以下に下げている。これが生

き延びようとする自治体の姿ではないか。財政が破綻しては、教育も維持できなくなるこの証明である。

今後公債費負担適正化計画どおりに債務を減らせるとは現実視できない。景気が急減速しており、来年度以降の地方交付税が大きく減ることも考えられ、町の財政効率化施策の中に教育長の身分、勤務条件も当然含まれる。教育長の改選期であるこの時期に本条例を制定し、将来に備えるべきである。

● 反対

本多夕紀江議員

一つ目として、名実ともに教育行政のトップは教育長であり、専門職として常勤がふさわしい。

教育長の任務や役割は幅広く、教育環境や教育条件の整備推進に責任がある。学校やそれを取り巻く地域社会のことや、教職員人事、学校経営の助言、社会教育、生涯学習など地

域の教育全体に責任を持つ立場にある。子供たちを取り巻く社会教育環境の厳しさを反映して、教育現場で起こる様々な問題は、学校独自の対応が難しいものも多々ある。

また、教職員人事や教育上の諸問題の解決に当たっては、管内の教育長との連携、道教委との折衝もある。管内は言うに及ばず全道的な視野に立って教育の状況をつぶさに把握した上での判断や対応を求められる職務であり、今非常勤で勤務できる実情にはない。

二つ目の理由として、この条例案をめぐっては議員の間でも賛否があり、教育関係者や保護者からも条例案の撤回を求める請願が出されている。多くの人たちから論議不十分の中で、特に教育の我が町の教育についての論議が行われずに多数決で条例案が決められようとしていることへの不安の声、また議員がみずから提案し

て数人が賛成すれば何でもできてしまう、こんなことがまかり通つていいのだろうかという怒りの声が上がっている。

今まだこの条例案を出すような段階ではない。もつと住民の声に耳を傾けるべき。町にとつても町民にとつても、子供の将来にとつても重要な、そして請願も出るような状況の中では、条例案に反対する。

○ 賛成

星川三喜男議員

この問題は、常任委員会が3月から所管事務調査を行い、6月の定例会で報告されている。その内容は考えに考え抜いた成果と思う。

私は平成17年3月の定例会から数回にわたって教育長のあり方を一般質問してきた。

その答弁は、昭和31年に出された文部省からの通達、道町村会法務支援室の見解でしかなかった。

意見はいろいろある

が、町の財政運営を考え、やはり第2の夕張にはしたくないと思う。もしそうなった場合、町民はここにいるであろうか。町民がいなければ学校もありえない。

私たちの住む小頓別がいい例だと思う。やはり住民がいなければ学校は成り立っていない。夕張のような結末になれば、町民にとっては、本当に住んでよかったのかどうかの瀬戸際になる。そうなる前に行革の面からも条例案に賛成する。

### ● 反対

#### 東海林繁幸議員

教育委員会制度、教育長の職務、役割というのは大変な難しさと重みがある。提案者の意見、賛成者の意見が全く理解できないわけではないが、人口、財政、子供の数、学校の数だけでなく、教育長の報酬へいく前にやらなければならぬ問題がたくさんある。我々の議員報酬を先に考えればよかつたのではない。

いか。

反対理由の一番目に、重大な法律違反となるおそれを感じている。この件に関しては、提案権が町長に専属するのではないかと思う。

第二番目は、住民の声、関係者の声を聞いていないと。そういう中で提案されるというのは、問題がある。

三番目は、教育委員会制度と教育長の任務、役割をどう理解しているのか不安がある。教育長は法律上19項目の役割があるが、本当に子供たちを取り巻く学校環境の整備の促進や教育を行う者、いわゆる教職員の教育条件を推進、向上することこそいい教育をできるものになる。そういったことに教育長は頑張つて町長から予算も獲得し、教育環境整備を行う責務があるが、非常勤の教育長ではできない。

第四番目は、提案自体は議員の権限であるが、もう少し住民の声を聞くべき。内容的には、賛成できる余地はあるが、時間をかけていろんな識者の声も聞いて、決めるべきではないので反対する。

### ○ 賛成

#### 西原史騎議員

長野県に阿智(あち)村という人口約6千人の村があり、教育長を置いていない。教育委員も、教育委員長も置かれていないが、教育長は教育次長が代理している。

この村は、町長が社会教育主事を長年務めてきたこともあって、非常に教育活動が盛んである。

教育長を置かないのは、村長の判断で人材がいないと解釈し、法的な問題をクリアしている。置かないという強い姿勢を村長が持っている。

公民館活動などで生涯学習、社会教育も盛んである。親、PTA、そして地域と学校関係者が学校運営協議会などをつくり、学校、教

育委員会だけに任せないしくみで教育を行っている。

教育長の常勤、非常勤が前提の討論になっているが、どのような身分であっても地域の教育力について真剣に考えれば、教育が衰退することはないとと思う。

全町の児童生徒数は、151名である。来期は、小頓別小中学校が閉校になり、学校が2校、児童生徒数は140名を切る可能性が出てきた。

先生の数は、現在39名いるが、恐らく25、26名になる。教育長の仕事の質は変わらなくても量が減るのは、合理的に考えて当たり前と思う。

中央教育審議会では、文化、スポーツに関する事務を地方公共団体の判断により首長が担当することに言及している。本町でまちづくり推進課を置いたのは、非常に合理的な取り組みだと思う。

教育長に4年間で3千5百万円のお金が渡るといふしくみを疑問

視すべき。行財政改革の一つとして、違うことにこのお金を使えないか。

トップが常勤であれば大丈夫という考えは、明らかに間違い。教育長一人に任せるとではなく、地域一体となつた阿智村の例に倣えば教育力が落ちることはないと信じる。

今このタイミングでしなければ4年後にしなければ4年後になつてしまう。私の議員としての任期中に決断をしていくのが責任の取り方と思ひ、条例案に賛成する。

### ○ 賛成

#### 柳澤雅宏議員

議会、議員として住民の意見を聞くことは必要と認識している。反対請願も加味しながら、自らの責任で提案した。

地方分権改革推進委員会が、来年3月に勧告を予定している新地方分権一括法案では、市町村教育委員会の設置について選択制が盛り込まれることが濃厚と言われている。答申

されるかどうかかわからないが、国はそういうレベルまで教育委員会のある方に踏み込んでいける。設置が選択制になれば、教育長の身分どころではなくなるのではないか。

特別職とすることは、教育長の権威を高めるものであり、町民の代表として町政運営にかかわるのだから、町財政の実態に応じた報酬にしていくというのは当然と思う。

レイマン・コントロール(素人統制)を教育委員会は担うべきであり、従来どおり常勤の一般職である役人に任せておくことがあたたかも安全であるのかのように考えるのは、おかしい。

非常勤化せよと言っているわけではないと何度も申し上げたが、その点を危惧するならば、阿智村のように学校運営協議会・評議会などをつくつて地域の意見を聞き、それにあわせて教育委員会を頻りに開いて町民に公開していくべき。手法はいくらでもある。

## 議会の動き

### 7月

- 16日 第1回臨時会  
いきいきふるさと常任委員会所管事務調査
- 20日～21日  
第1回頓別川環境ミーティング2008
- 26日 いきいきふるさと常任委員会所管事務調査

### 8月

- 3日 「分権時代の教育長・教育委員会」  
(新藤宗幸千葉大学教授講演・勉強会)
- 5日 いきいきふるさと常任委員会所管事務調査
- 6日 道北地方林活議連絡会平成20年度総会(旭川市)
- 11日 教育長条例についての教育関係者からの意見拝聴会
- 13日 いきいきふるさと常任委員会所管事務調査
- 19日 議会広報研修会(札幌市)
- 21日 生産者資材価格高騰等に係る全道農業危機突破総決起大会(札幌市)
- 25日 議会運営委員会
- 29日 「かけはし懇」(宗谷教職員組合)

### 9月

- 2日 第2回臨時会
- 4日 いきいきふるさと常任委員会所管事務調査(名寄市、鷹栖町視察)
- 5日～6日  
第2回頓別川環境ミーティング2008
- 12日 いきいきふるさと常任委員会所管事務調査
- 16日 議会運営委員会
- 24日～25日  
第3回定例会、決算審査特別委員会
- 24日 議会広報編集特別委員会

### 10月

- 27日 議会広報編集特別委員会



頓別川はカワシンジュガイの宝庫。アイヌの人々はこの貝を「ピバ」(豊穡の神)と呼んだ。

## 頓別川流域は希少生物の宝庫

町では今年に入り「頓別川環境ミーティング」を実施し、専門家の指導・助言を受けながら町内の植物や水生生物、鳥類など、頓別川周辺の生態系調査に取り組んでいます。

環境基本条例・環境基本計画調査の一環として、いきいきふるさと常任委員もこれに参加しています。

これまでの調査で、環境省の絶滅危惧種(レッドデータ種)に指定されている数々の希少植物のほか、水生生物の分野でも、管内初と推定されるムカシトンボのヤゴなど、貴重な発見が相次ぎました。

箱めがねで岸辺をのぞけば、川底にびっしりと突き刺さるカワシンジュガイの一群。清流に住む黒い二枚貝は、昔からカラスガイとも呼ばれ、食べた方もいるはずです。

マスやヤマメなどのエラに幼生が付着し上流まで運ばれ繁殖しますが、長さ3センチほどの若貝も発見されました。

一説には、寿命が百年前後とも言われるカワシンジュガイは、成長の遅い貝です。その若貝が発見されたことで、頓別川では永きにわたってサケ科の魚が遡上し、カワシンジュガイの世代交代が繰り返されていることが裏付けられました。

今年5月に制定された「生物多様性基本法」では、人類存続の基盤が生物の多様性にあると定義され、国や自治体に対し、保全と持続可能な利用のため各種の責務を課しています。

生物多様性に影響を及ぼす事業は、その計画の立案から実施段階に至るまで環境影響評価が必要になりました。様々な生物の相互作用から成り立つ生態系。一度損なわれると次々と種の絶滅の危険性が高まり、それがやがて人間に及ぶということでしょう。

多様な生物に満ち溢れる頓別川は、私たちの生存を支える『母なる川』でもあります。

## 編集後記

「不満だらけですよ。もー。」と会社勤めの男性。

ここ数年の社会状況がこの一言に表されている。

九月議会では前年度の決算審査があります。

今年がいつもと違うのは、「財政健全化法」ができて、2008年度決算から適用される、07年度(公表義務付け)

はどうか?と注目され、新聞も賑やかでした。

どこの自治体も必死の行財政改革を行なっているのです。「国も借金で大変だ」と地方交付税を減らされたので、地方は

もつと「大変」なのです。それに何でそんなに借金ができたのか国民にはよくわからない。

国に考えてもらいたいのは税金の使い方です。7年間で一兆八千億円も使われた思いやり予算。思いやる相手をまちがえていませんか?一方、社会保障費(年金、介護、医療等)は、7年間で一兆六千二百億円の削減です。

限られた財政の中、どこをどうするか? 難しいからみんなで話し合うことが大切。

地域住民にとつてのライフラインである医療、福祉、教育を簡単に削るわけには

いかない。

国のムダづかいを改めるよう、監視の目を光らせましょう。

議会広報編集特別委員会(本)